

Ⅱ．報告論文

金融の自由化・国際化と銀行経営

斎 藤 健
(富士銀行)

1. 金融自由化・国際化の進展
2. 預金金利自由化の銀行経営への影響
3. 金融制度・慣行の変革
4. 銀行経営としての対応
5. 金融自由化・国際化と信用秩序
6. 信用秩序維持の方策と預金保険制度

1. 金融自由化・国際化の進展

1984年5月の日米円・ドル委員会作業部会の報告ならびに大蔵省の「金融自由化及び円の国際化についての現状と展望」発表によって、金融自由化・国際化の展開は一段と加速された。銀行経営は様々な新しい課題に直面している。また同時に、従来の金融諸制度の枠組みも変更を迫られている。

ここでは、銀行経営及び金融制度に影響を及ぼす要因のうち、預金金利の自由化、ユーロ円取引の拡大の二点に絞って、今後の展望を述べる。

(1) 預金金利自由化

CD(譲渡性預金)の創設認可によって預金金利自由化の第一歩が進められたのは、1979年5月である。創設当初、5億円と定められた最低預入単位が、84年1月には3億円に引下げられ、さらに85年4月には1億円となる。

市場金利連動型の新型定期預金MMCも、近々認可の予定である。MMCの商品内容は、最低預入単位5千万円、預入期間1～6か月、適用金利

についてはCD金利－0.75%、となる見込みである。

次いで、在来の定期預金についても、大口のものから金利自由化ないし規制緩和が実現される予定である。実施時期、大口預金の最低金額、金利の決定方式等、全て今後の検討に待たねばならない。段階的なステップを経た後、おそらく2～3年後には、1千万円以上の定期預金金利の完全自由化が実現しているのではないか。その場合には、MMCは商品特性を失い、消滅しているであろう。

小口預金金利の自由化、弾力化も必至であろう。その具体化に当たっての最大の問題点は郵貯金利の決定方式である。小口預金金利を完全自由化した場合には、官業である上に圧倒的な資金量シェアを持つ郵貯がブライス・リーダーになり、その結果、民間金融機関を全般的な収益悪化や経営困難に追い込むほどの金利水準上昇が生じる可能性もあり得る。現状の郵貯の経営体制を前提とする限り、金融市場の金利を反映してまず民間金融機関の預貯金金利が決まった後、それに連動する形で

郵貯金利が決定されるという方式を創り出すことが必要である。

(2) ユーロ円取引の拡大

ユーロ円取引に関しては、1984年中に、民間企業（居住者、非居住者とも）のユーロ円債発行の認可、ユーロ円債引受主幹事の外国証券会社への開放、6か月以内の短期ユーロ円CDの発行認可、1年以内の短期ユーロ円貸付の居住者向け供与の容認、等の自由化措置が採られた。さらに、中長期ユーロ円CD、中長期ユーロ円貸付についても、目下、外国為替審議会で検討中であり、いずれ自由化の方向に進むと見られる。

ユーロ円取引の拡大は、わが国の金融制度、慣行に次のような影響を及ぼすと考えられる。

A. 国内起債市場での無担保債の増加

内外企業にユーロ円債（無担保債）の発行を認めたことは、必然的に、国内市場における外国企業の円建外債（無担保債）や日本企業の無担保債の適債基準の拡大をもたらす。国内起債市場における「有担保原則」は変容せざるを得ない。

B. 貸出金利（プライム・レート）方式の変更

ユーロ円貸付の金利は、コスト＋スプレッド、という市場金利連動型の決定方式によっている。居住者に対するユーロ円貸付が増大すると、こうした金利決定方式が国内貸出市場にも浸透してくる可能性がある。その影響の程度は、借り手側の選好及び銀行の対応のいかんによって左右されるが、多かれ少なかれ、次のような方向が予想される。

短期プライム方式が崩れた場合、銀行の預貸金利鞘はおそらく縮小するであろうが、一方、市場金利の変動に伴う利鞘の不安定性は緩和される。

居住者向け中長期ユーロ円貸付の自由化は、短期市場金利に基づく変動金利方式を長期金融

分野に持ち込むことになり、長期プライム制度を揺るがすであろう。また、中長期ユーロ円CDは、普通銀行に対して長期資金調達の手を広げる。こうして、現行の長短金融分離制度の変更が促進されることになる。

C. 金融引締め政策の効果減殺

居住者のユーロ円起債、ユーロ円貸付の取入れは、企業の円資金調達ルートを多様化し、金融の量的引締め効果を減殺する。少なくとも銀行の貸出増加額に対する直接規制（窓口規制）の有効性は一段と薄れることになる。

2. 預金金利自由化の銀行経営への影響

(1) 一般論として三つの影響

預金金利自由化が銀行経営に及ぼす影響としては、一般的に、次の三点を挙げることが出来る。

① 預貸金利鞘の縮小

預金金利の上限規制を外せば、預金金利は市場金利水準にまで上昇する。この預金金利上昇分は、貸出金利への転嫁、銀行のコスト削減により吸収しない限り、利鞘縮小をもたらす。

② 金利変動リスクの増大

預金金利の変動頻度や変動幅の増大は、運用面との期間アンマッチングに伴う金利リスク（急激な利鞘縮小、逆鞘化）を拡大する。

③ 預金吸収力の増大

規制金利下で発生していたディスインターミディエーションは解消に向かう。

(2) 米国における預金金利自由化と銀行経営

わが国より一歩早く預金金利自由化を進めてきた米国の状況を観察する。

A. 米国における預金金利自由化は、次のように段階的に進められた。

① 1970年6月、大口CDの金利自由化。

② 1978年6月、MMCの認可（その後、市場金利連動型の新商品続出）。

Ⅱ. 報告論文

- ③ 1982年12月、MMDAの認可。
 ④ 1983年10月、定期預金金利のほぼ全面的自由化。

B. 近年、商業銀行や貯蓄金融機関の経営悪化、倒産が著増している。

C. 商業銀行の経営悪化の主要因は、貸付資産の不良化による貸倒れ損失の増加である。国内では、農業及びエネルギー開発関連の貸倒れ損失が大きい。また、海外業務を行っている銀行では、途上国向け貸付の損失が巨額に上った。

預金金利自由化に伴う預貸金利鞘の縮小が銀行収益を低下させたと判断すべき証拠は見当たらない。

D. 預金金利自由化が預金利回りや利鞘にどのように影響したかを見るには、米国内勘定の計数によって（海外勘定分を除いて）分析することが必要である。資料の制約上、ここでは十大銀行についてみた。

預金利回りは、自由金利預金のウェイトと市場金利水準という二つの要因によって変動する。

第3表に示した通り、1977～81年には、両要因が相俟って預金利回りは2.99%から8.03%へと上昇した。なお、この間の預金利回り上昇幅5.04%は市場金利上昇幅8.76%を下回る。これは、無利息の当座預金及び規制金利預金の存在が、預金全体としての利回りの上昇を緩和したためである。¹⁾

他方、預金利回りに比べると、貸出利回りの方が市場金利との連動度が大きく、同期間に7.42%上昇した。このため預貸金利鞘は拡大している。

市場金利の低下した1982、83年においては、預金利回りの下げ幅以上に貸出利回りが低下し、利鞘は縮小した。しかし、1983年の利鞘水準は1977年を上回っている。

E. 一方、貯蓄金融機関の経営悪化の主要因は、商業銀行とは異なり、預金金利自由化の進展ならびに市場金利の高騰に伴う利鞘悪化にあった。

貯蓄金融機関は、長期かつ固定金利のモーゲージ・ローンへの運用資金を、相対的に短期の

第1表 金融機関倒産件数

(件)

	1980年	81	82	83	84
商業銀行	10	10	42	48	79
貯蓄貸付組合	11	28	71	52	27

第2表 米国商業銀行の収益推移

(%)

	1977年	78	79	80	81	82	83
資金利鞘	2.93	3.07	3.12	3.09	3.07	3.17	3.15
貸倒れ引当	0.26	0.25	0.24	0.25	0.26	0.39	0.47
税引後利益	0.71	0.76	0.80	0.79	0.76	0.71	0.67

(注) 1. 総資産平均残高に対する比率。

2. 預金保険加盟商業銀行（含海外勘定）。

(資料) FRB "Federal Reserve Bulletin"

1) 81年末の商業銀行（米国内勘定）の預金構成は、当座預金30.3%、規制金利預金22.5%、自由金利預金47.2%である。

Ⅱ. 報告論文

第3表 十大銀行（米国内勘定）の預貸金利回り

(%)

	1977年	78	79	80	81	82	83
自由金利預金ウェイト	16.7	22.3	29.3	36.6	47.2	52.3	61.3
市場金利（TB3か月）(A)	5.27	7.22	10.04	11.51	14.03	10.69	8.63
預金利回り (B)	2.99	3.77	4.63	5.79	8.03	7.95	6.15
市場金利との差（A-B）	2.28	3.45	5.41	5.72	6.00	2.74	2.48
貸出利回り (C)	8.38	9.86	12.06	13.65	15.80	14.04	12.05
利 鞘（C-B）	5.39	6.09	7.43	7.86	7.77	6.09	5.90

(注) 1. 自由金利預金ウェイトは預金保険加盟商業銀行の年末預金残高に占める比率。

2. その他は年平均利回り。

(資料) 1. 各行年次報告

2. FRB "Federal Reserve Bulletin"

3. FRB "Statistical Release"

預金及び市場資金で調達している。こうした運用・調達構造のため、金利水準の上昇、長短金利の接近ないし逆転が生じると、直ちに収益悪化が生じた。

F. MMC等の市場金利連動型預金は、MMFの増勢抑制にある程度の効果はあったものの、十分な対抗商品とはならなかった。しかし、収益性と流動性とを兼ね備えたMMDAの登場は、MMFへの一方的な資金の流れを喰い止めた。

(3) 日米の状況の異同

わが国預金金利自由化の銀行経営への影響を予測するに当たって、次のような日米間の事情の違いを指摘しておく。①、②は日本の方が大きな影響が出ると見られる要因であり、③、④は逆の要因である。

① 米国では預金金利自由化措置が段階的に実施された結果、自由金利預金ウェイトの上昇は緩やかに進んだ。一方、わが国の場合、現在の低いウェイトから始まるだけに、今後の上昇テンポは米国より急速であると予想される。²⁾

② 米国では、預金全体の中の当座預金比率が25%（1983年末、預金保険加盟商業銀行）と高いのに対し、わが国全国銀行の同比率は8%（1984年3月末）程度である。無利息の当座預金の比率が高いほど、預金利回りの変動は小幅である。

③ わが国における市場金利と規制金利との乖離幅は、自由化過程の米国における乖離幅に比べて小さい。

④ 米国の貯蓄金融機関に類するものは、わが国には存在しない。企業向け長期貸出については、長期信用銀行を除き、原則として変動金利方式が行われている。

(4) 銀行経営への影響の予測

前述の預金金利自由化のステップを前提にして、銀行経営への具体的な影響を予測する。

A. CDの小口化（1億円）、MMC（最低金額5千万円）の創設の段階では、既存預金からこれら自由金利預金へのシフトは、主として純預金（借入債務者以外からの預金）に限定される

2) 1984年3月末、全国銀行預金（国内、円勘定）に占める自由金利預金（CD）のウェイトは2.9%に過ぎない。

であらう。³⁾

この段階での銀行経営への影響は、下記の点から見て、比較的軽微と予想される。

- ① 対象となる預金のウェイトが低いこと。
- ② 自由化しない場合には、対象の預金は市場金利商品へシフトする可能性が大きいこと。

B. 大口定期預金（例えば1千万円以上）の金利自由化の段階に至ると、都銀、地銀、相銀等の経営に大きく影響が出てくる。

- ① 仮に1千万円以上の定期預金金利が自由化された場合には、純預金のみならず、債務者預金も自由金利預金にシフトすると予想される。

一口1千万円以上の預金が預金全体に占める比率（84年3月末）は、都銀57.1%、地銀39.9%、相銀29.6%である。なお、信金、信組は、5百万円超の預金比率でそれぞれ20.8%、26.0%である。

- ② 但し、債務者預金が自由金利預金にシフトする場合には、貸出金利の決定方法が変わる可能性のあることを指摘しておきたい。

現在の企業向け貸出金利は、通常、借入先企業の流動性準備としての預金（規制金利）の存在を前提にして定められている。すなわ

ち、約定金利（表面金利）と実効金利との間に差異がある。債務者預金の自由金利預金へのシフトに合わせて、貸出約定金利＝実効金利自由化後も貸出約定金利と実効金利との間に開きがある。

こうした取引慣行の変化は、預金金利自由化のコストの一部を債務者企業に転嫁することに他ならず、銀行収益への圧迫は緩和される。

なお、当座預金で compensating balance を設定する米国の取引慣行の下では、預金金利自由化後も貸出約定金利と実効金利との間に開きがある。

C. 小口預金金利自由化の段階では、その影響は全金融機関に及ぶ。特に中小金融機関は急激な影響を受ける。

- ① 小口預金ほど純預金の比率が高い。純預金の金利上昇分は、貸出金利決定方式の変更では吸収出来ない。

- ② 都銀、地銀等は段階的に預金金利自由化の影響に対応してきたのに対して、中小金融機関では最終段階で一挙に影響が出てくる。

D. 預金金利自由化により資金吸収力がどの程度高まるか、明らかではない。しかし、金利選好度の高い顧客層を取引対象の中心としている都市銀行にとって、相対的に大きな効果があると見られる。

E. 預金利回り上昇による収益悪化が生じた場合の抵抗力の大小を表わす指標として、総資本経常利益率を取り上げる。金融機関の業態別平均値では大きな差異はないが、中小金融機関ほど利益率の分散が大きい。従って、深刻な影響を受ける金融機関があるとすれば、中小金融機関

第4表 金融機関業態別の総資産経常利益率
(58年度)(%)

		平 均 値	標 準 偏 差
都	銀	0.47	0.09
地	銀	0.64	0.14
相	銀	0.49	0.16
信	金	0.80	0.31
信	組	0.60	0.47

3) 一口5千万円あるいは1億円以上の純預金に関する公表統計はない。なお、債務者預金を含めた場合、一口1億円以上の預金が預金全体に占める比率（1984年3月末）は、都銀36.2%、地銀20.6%である。従って、都銀等の大規模銀行ほど相対的に影響が大きいとみられる。

の中から出る可能性が大きい。

3. 金融制度・慣行の変革

(1) 銀行・証券の分離

A. まず、銀行と証券業それぞれの基本的な機能の差異を明らかにすることが必要である。

銀行は決済システムの担い手として、信用経済の根幹の役割を果す。預金通貨が最終決済手段として無制限に受領されることによって、決済システムが機能する。銀行に対する信頼とは、銀行の債務である預金への信頼と同義である。

一方、証券業は、第三者の発行した金融債務（証券）が円滑に売買されるための適正な情報提供、確実な取扱いを行うことに、その基本的な機能がある。証券そのものの信頼性は、発行者の債務履行能力に求められる。

B. 銀行・証券業に対する現行の諸規制は、上記のそれぞれの機能を確保するためのものか、競争制限的なものか、分けて論じるべきである。

銀行の資格要件、銀行に対する規制が厳しいのは当然であるが、銀行が証券業務を行うことの是非は、それによって銀行の信頼性が揺らぐかどうかによって判断されるべきである。競争制限の観点からの規制は行うべきでない。他方、証券業については、もともとその資格要件すなわち証券業に要請される信頼性の内容が銀行のそれとは異なるのであり、銀行業務への参入には信用秩序の観点からの問題がある。

C. 銀行が証券業を兼営することに対する反対論拠としては、一般に、銀行の市場支配力増大、内部利害対立の二点が挙げられる。

市場支配力とは、産業界に対する支配ならびに証券市場に対する支配を指すものと思われるが、産業界特に大企業と銀行との力関係、内外金融機関の間の競争の存在から見て、そのような指摘は現実妥当性がない。

内部利害対立は、貸付債権者としての銀行と社債引受人としての銀行との対立を指すと解される。大恐慌直前期の米国においては、現実にかかる問題が生じたが、銀行経営のディスクロージャー、証券発行にかかわる諸規制やディスクロージャー制度の整備されているわが国では、利害対立の弊害を招く懸念はない。

D. 最近、銀行と証券業との間で様々な業務提携が見られる。しかし、今後、金融自由化が進展すれば、これら業務提携の多くは銀行側から見ても意味を失うと考えられる。

(2) 長短金融分離

A. 昭和20～30年代において、長期信用銀行制度は、普通銀行の金融債購入による金融迂回化の仕組みに乗って、産業界への長期資金供給の円滑化に資したと認められる。なお、当時は、普通銀行経営に関して商業貸付中心の考え方が支配的であったこと、普通銀行のオーバーローンが著しかったこと等の事情があった。

信託銀行にかかわる行政は、一貫して競争制限的であった。貸付信託は長期預金の一種である。

B. 現在、資金運用面においては、普通銀行と長期金融専門機関は同質化している。制度的に分離されているのは、資金調達手段についてである。このため、普通銀行では運用・調達の期間ギャップが拡大している。

個人部門が金融資産蓄積に伴い長期・高利回りの金融商品への選好を高めてきた結果、長期金融専門機関の資金吸収力が増大し、普通銀行等に対する資金吸収力の優位を生じた。

C. 長期金融の円滑化の観点から長期金融専門機関を制度的に設けておく必要性は消滅した。専門化のメリットがあるとするれば、それは規制によらず、個別金融機関の選択に任せるべきである。

長短分離制度を一挙に廃止した場合には、長

期金融専門機関の経営困難を招くことになるので、仮に廃止するにしても時間をかけて行うべきだとの意見がある。その意見は、現行の長短分離制度が競争制限的な役割を果たしていることを認めるものである。

- D. 今後、金利自由化の進展により、貯蓄商品のイーロード・カーブが常に右上がりであるとは限らなくなる。また、信託型商品に見られるように、収益性と流動性を兼ね備えた新金融商品も増加してくる。こうした状況が進むと、長期金融専門機関の側からも分離規制の見直しが必要になるであろう。

長期貸出分野にも市場金利連動方式（スプレッド方式）が導入される方向にある。長期貸出は固定金利方式と変動金利方式のどちらが好ましいか、それは借り手側の選択する問題である。金融機関経営上、固定金利貸出を行うためには、固定金利の資金調達手段が必要である。しかし、このことは長短分離制度の存続必要論には繋がらない。

(3) 社債の有担保原則の変更

- A. 無担保債の拡大は、発行者の利便性を増す一方で、従来の金融取引慣行や信用秩序のあり方に大きな影響を及ぼす。

社債の有担保原則は、次のような役割を果たしている。

- ① デフォルトの場合の返済原資確保。
- ② 企業の体力（資産）を超えた社債発行に対する抑制。
- ③ 銀行取引約定書第4条（追加担保差入条項）の有効性確保。

戦後の社債デフォルトの事例では、9例中8例が担保受託銀行の債務肩代わりにより処理され、残りの1例も当該会社が分割償還を行い、いずれも投資家に実損を与えなかった。すなわち、有担保原則と主取引銀行の慣行が相俟

って、社債の安全性、投資家保護に貢献してきた。

- B. 無担保債の拡大に伴って、社債デフォルトが投資家に実損を与える可能性が大きくなる。その場合の混乱を最小にするために、次のような予防的措置が必要である。

- ① 適債基準、財務制限条項の厳正な運営
これによって発行会社の信用力を一定水準以上に保つ。

- ② 投資家の自己責任原則の定着

社債は有担保であれ無担保であれ、投資家の自己責任に基づいて取得されるものであり、銀行の肩代わりは変則であるとの認識を定着させることが必要である。

- ③ ディスクロージャーの徹底

起債及び発行企業に関する真正かつ有効な情報の開陳も、不可欠の条件である。格付けはその一環である。

- C. 無担保普通社債の財務制限条項には、他の債権者への担保提供制限条項（パリパス条項）が含まれる。このパリパス条項と銀行取引約定書第4条（追加担保差入条項）との関係については、いずれが優先するのか必ずしも明らかではない。仮に両者が同列に存すると解釈した場合、銀行は従来確保していた担保取得の機動性、優先性を失うことになる。それによって主取引銀行の慣行が直ちに崩れることはないが、取引先企業の経営悪化等に際して、担保取得を条件とした救済融資を行うことが難しくなる。また、短期貸出の継続反復（コロガシ）の回避、所要担保の事前取得等、債権保全上の対応を必要とする場合も生じる。

4. 銀行経営としての対応

既に銀行経営の対応についても触れてきたが、ここで補足的に二点を述べる。

Ⅱ. 報告論文

(1) リスク管理の重要性

金融自由化・国際化は、銀行に資金吸収力の強化、業務分野の拡大の機会を与える。一方、銀行経営の危険も増大する。経営リスク管理がきわめて重要な課題となる。

A. 銀行経営のリスクは、

- ① 信用リスク（資産内容の悪化）、
- ② 金利リスク（利鞘悪化）、
- ③ 外為リスク、
- ④ 流動性リスク（アベイラビリティ・リスク）に分けられる。

コンチネンタル・イリノイ銀行の例に見るように、銀行の経営破綻は現象的には流動性リスクとして現われてくるが、多くの場合、その根因は信用リスクにある。

銀行業務の国際的展開は、カントリー・リスク問題の発生等、信用リスクを拡大した。信用リスクの拡大に対処するためには、案件審査体制の充実やリスク分散思想の徹底を図ることが必要である。

B. 金利リスクには、利鞘水準の縮小と、市場金利変動に伴う急激な利鞘悪化の二側面がある。

規制金利の下では、短期調達・長期運用は安定的な利鞘確保に繋がったが、自由金利下では金利変動リスクが大きい。金利変動リスクを管理するためには、運用・調達の期間ギャップの是正、貸付債権の流動化、ならびに運用・調達両面における固定金利分と変動金利分とのバランス管理が不可欠である。

C. 金融市場とりわけ国際金融市場に依存した資金調達の増加は、流動性リスク発生の可能性を高める。万一の事態に備え資産・負債両面を睨んだ流動性管理が常に必要である。

D. ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）は、利益極大化の手法であるよりも、むしろ、最悪時でも金利リスク、流動性リスクを一定の限度以下に止める事前的な経営意思

決定システムと認識されねばならない。

(2) 銀行経営の多様化、個性化

業務分野の制度的枠組みが崩れると、銀行は競争と自己責任の原則の下でそれぞれの経営路線の決定をしなければならない。規制や横睨みではなく、各銀行の歴史、立地、規模、人材、エキスパティーズの蓄積等の評価に立った、独自の方向づけが必要とされる。その結果、生態学の用語でいえば、棲み分けと同時に食い分けが生じることになる。棲み分けは対象とする市場の違いによる分化であるのに対し、食い分けは対象とする商品の違いによる分化である。

5. 金融自由化・国際化と信用秩序

(1) 信用秩序維持の根幹

信用秩序の基本は、中央銀行貨幣及び銀行預金への信頼性にある。前にも述べたように、国の決済システムは、国民が中央銀行貨幣及び預金通貨を決済の最終手段として無制限に受領することによって成立する。

実践的には、預金への信頼を確保することが、信用秩序維持の根幹である。預金者保護は、それ自体が主たる目的というよりも、預金への信頼確保との関連で位置づけられるものである。証券、その他の金融資産への信頼確保は、それが預金への信頼に波及してくるが故に重視される。

(2) 今後の状況の認識

預金への信頼確保を図る上で、従来は金融機関の間の競争制限、換言すれば金融機関保護が重要な役割を果たしてきた。しかし、金融自由化・国際化は、金融機関の間の競争を促すものであり、金融機関経営の優劣の拡大ひいては経営破綻の可能性を増大させる。

社債の有担保原則の緩和は、投資家の実損発生の可能性を高める。その他、価格変動リスクの大

きい新金融商品も増加する。こうして、信用秩序の外延部分でも、従来に比してリスクが大きくなっていくと見られる。

6. 信用秩序維持の方策と預金保険制度

以下では、信用秩序維持を預金に対する信頼確保に絞った上で、その諸方策について述べる。

(1) 信用秩序維持の方策の体系

日、米、英、西ドイツ等の現状を参考に、信用秩序維持の方策を体系化すれば、次の通りである。

① 銀行経営の健全性維持

各銀行の自己責任努力による経営内容の健全性維持が基本であるが、それを補強するために、次のような制度・行政面の措置が存在する。

① 銀行業についての免許制度

② 当局の検査、監督、命令

③ 経営諸比率に関するガイドライン（バランス・シート規制）

④ ディスクローチャーの促進

経営内容のディスクローチャーは、預金者を始めとする公衆の審判の下で銀行経営の自己責任努力を促すことになる。

② 経営悪化銀行の倒産回避

経営悪化の銀行が出現した場合、その銀行の自立回復を支援するための資産援助を行う。民間金融機関の相互扶助機関あるいは預金保険機関が当たるが、最終の拠り所は中央銀行である。

自立回復が困難場合には、合併斡旋やその円滑化のための資金援助を行う。

③ 銀行倒産の場合の預金者救済

経営悪化銀行の自立存続や合併を断念せざるを得ない場合、預金者救済のため、預金保険機関は保険金支払いや他の銀行への預金承継斡旋（それを円滑に進めるための不良資産買取りや債務肩代わり）の措置をとる。

④ 預金者の不安心理の除去

銀行救済の支援体制や預金保険制度の存在は、銀行ないし預金に対する信頼感を高め、取付けの発生を防ぐ。

(2) 銀行に対する公的規制のあり方

A. 銀行に対する規制は、大別すれば、競争制限的規制と健全性維持の規制とに分かれる。もちろん両者は完全に二分されるわけではなく、競争制限的規制が健全性維持にも寄与することはあり得る。

B. 金融自由化・国際化の下での信用秩序の問題は、競争原理を前提にして健全性維持を図ることである。今後の金融機関に対する規制のあり方としては、競争制限的規制はなくし、健全性維持を目的とするものに絞るべきである。公開性、客観性の観点からは、経営諸比率のガイドライン規制をもっと活用する方向が望ましい。但し、ガイドラインも運用によっては、公平性の点で問題を生じる。大口融資規制における業態別の規制比率の差異はその一例である。

C. 預金保険制度の導入、拡充と競争制限的規制の排除とは、並行的に進められるべきものである。

(3) 最後の拠り所としての中央銀行

信用秩序維持の最後の拠り所は中央銀行である。いかなる場合に中央銀行信用が供与されるべきかを予め明定しておくことは現実的でないが、一応の原則は考えられる。

中央銀行が手を差しのべず、金融機関倒産を容認し得るのは、その倒産によって他の金融機関の連鎖的倒産を惹起しないと考えられる場合である。具体的には、次の二つの条件が満たされる場合であろう。

① 当該金融機関の経営悪化が自己の経営の失敗により生じたこと。

② 比較的小規模の金融機関であること、換言す

Ⅱ. 報告論文

れば、預金保険機関の保険金支払い能力の範囲内にあること。

経営悪化の原因が当該金融機関の経営の失敗に帰せられる場合であっても、それが連鎖的な信用不安を招く恐れがあると判断される場合には、中央銀行は支援をしなければなるまい。

(4) 預金保険制度の役割

A. わが国の預金保険機構に関して、機能ならびに資金量の両面で拡充すべきであるとの議論がある。

B. わが国の預金保険機構の機能が預金保険金支払いのみであるのに対して、米国の連邦預金保険公社（FDIC）は次のような多様な機能や権限をもっている。

- 検査、監督
- 銀行自立のための資金援助
- 合併の斡旋（そのための資金援助）
- 預金承継の斡旋（そのための不良資産買取りや債務肩代わり）
- 預金保険金支払い
- 新銀行設立による預金保険金支払い

今後、わが国の預金保険機構についても、資金援助、合併の斡旋、預金承継の斡旋等の機能を持たせることを検討すべきである。なお、検査、監督については、米国においてもFDICと通貨監督官や連邦準備銀行との重複が問題となっており、FDICの検査・監督権限を削減する方向へ進むと見られる。わが国の場合、預金保険機構に新たに検査・監督の権限を付与する必要はないと考えられる。

C. 預金保険機構の資金量は、預金の安全性の保証という点では大きいほどよいのは当然であるが、民間金融機関の負担との兼ね合いで現実的

な必要額を考えるべきである。

1984年3月末の基金残高1,815億円は、例えば相互銀行一行当り平均の預金残高4,768億円にも満たず過少である、との意見も聞かれる。しかし、金融機関の預金残高と預金保険機構の最終負担額との関係、ならびに保険金支払いの対象となるであろう金融機関の預金規模を考慮した場合、現在の基金残高や保険料率は必ずしも少ないとはいえない。

① 預金残高と預金保険機構の最終負担額との関係。

保険金支払いに伴う預金保険機構の実損額は、保険対象となる預金額と実損率によって決まる。

一人3百万円以下の預金が全体の預金に占める割合を統計上、直接求めることは出来ない⁴⁾ので、一口1百万円未満の預金の割合で近似させる。

$$\text{実損率} = \frac{\text{預金保険金支払額} - \text{資産処分収入}}{\text{預金保険金支払額}}$$

については、米国FDICの実績値（1934～83年平均）24%を代用する。

両者の積は、保険金支払いを要することになった金融機関の総預金残高に対する預金保険機構の最終負担額の比率を表わす。第5表の通り、その数値は10%前後に止まる。

第5表 預金残高に対する最終負担額の比率
(%)

	一口1百万円未満 の 預 金 の 割 合	総預金残高に対する保険 機構最終負担額の比率
都 銀	17.5	4.2
地 銀	26.9	6.5
相 銀	36.6	8.8
信 金	46.8	11.2
信 組	39.1	9.4

4) 預金一口1百万円未満とは、当座預金・普通預金・通知預金等ではそれぞれ一口座ごとの、定期預金では預入一件（証書一枚）ごとの残高が1百万円未満のものを指す。

② 金融機関の総資産経常利益率は、前出の第4表に示したように、業態平均値の差は小さいが、中小金融機関になるほど分散が大きい。仮に総資産経常利益率0.3%で一線を画すと、0.3%未満の金融機関は信金、信組、かつ預金残高1千億円以下の層に集中している。都銀、地銀では0.3%未満のものはない。

③ 預金保険金支払いに至る金融機関倒産が発生する現実的可能性は、預金残高1千億円以下（預金保険機構の最終負担額はその10%程度、1百億円以下）にほぼ絞られよう。こうした状況から判断すれば、現在の基金残高は必ずしも少なくない。

さらに今後、現行保険料率（0.008%）で積立てが行われ、かつその間、保険金支払いが生じないと想定した場合、1988年度末の基金残高は4,000億円前後になると試算される。

④ 預金者一人当たり保険金支払い限度300万円の適否についても議論がある。300万円は、英国の上限7,500ポンドを上回るが、米国の10万ドルに比べれば低い。

総務庁統計局「貯蓄動向調査（58年）」によれば、一世帯当たり平均貯蓄残高は726万円であるが、うち銀行預金は173万円、その他金融機関（銀行、郵貯を除く）預金は128万円である。

次に、同調査の貯蓄現在高階級別統計を見ると、一世帯当たり銀行預金残高が300万円を超えるのは貯蓄残高1,000万円以上～1,500万円未満の階級（銀行預金304万円）からである。この階級以上に属する世帯数は、全体の21%である。従って銀行預金が300万円を超える世帯は、最大限でも全体の20%程度と推定される。預金者一人当たりかつ一銀行当たり300万円超の銀行預金保有者の比率は、さらに僅少であろう。

保険金支払い限度300万円を早急に拡大すべき理由は見当たらない。

D. 預金保険制度は信用秩序維持にとって不可欠のものであるが、これに対する過大な役割期待は問題である。現実的には、小規模金融機関の経営破綻に対処する仕組みと考えるべきであろう。

第6表 預金残高階層別・利益率別の金融機関数

総資産経常 利益率 預金残高	相 銀		信 金		信 組	
	0.3%以上	0.3%未満	0.3%以上	0.3%未満	0.3%以上	0.3%未満
5,000億円超	17	4	8	0	0	0
2,000億円超～ 5,000億円以下	37	2	39	0	4	2
1,000億円～ 2,000億円	8	0	83	1	13	1
500億円～ 1,000億円	2	1	124	7	24	4
200億円～ 500億円	0	0	127	18	105	19
100億円～ 200億円	0	0	38	2	82	20
100億円以下	0	0	8	1	143	34
計	64	7	427	29	371	80

- (注) 1. 預金残高：59年3月末。
2. 総資産経常利益率：58年度決算。
3. 信組は他に決算非公表17組合。

Ⅱ．報告論文

現在の基金残高は小規模金融機関の救済を行うに足る金額に達している。従って、保険料率は現行据置きでよいと考える。なお、預金保険機構の最終負担額とは別に、保険金支払いや資金援助等一時的な必要資金を充たすために、日銀借入枠を拡大しておくことは必要である。前出のFDICの実損率24%から逆算して、基金残高の4～5倍の借入枠を設定してもよいであろう。

以 上